

処遇改善等加算による賃金改善実施内容について

令和7年度における処遇改善加算に基づく賃金改善内容は次のとおりです。

NO.	項 目
1	基本給昇給
2	基本給表改正によるベースアップ（令和6年度4月1日実施）
3	管理役職手当（増額分）
4	処遇改善手当
5	資格手当（新設・増額分）
6	夜勤手当（増額分）
7	特殊業務手当
8	一時金

※一時金は、加算を上回る賃金改善を行うために支給が生じる場合のみ